

岡山県公安委員会告示第 9 2 号

警備業法の一部を改正する法律（平成 1 6 年法律第 5 0 号）附則第 5 条の規定により、同法による改正前の警備業法（昭和 4 7 年法律第 1 1 7 号）第 1 1 条の 2 に規定する検定に合格した者に対する審査（学科試験及び実技試験を実施する者に限る。）を次のとおり実施する。

令和 8 年 8 月 3 日

岡 山 県 公 安 委 員 会

1 審査の区分等

審査の区分	期 日	時 間	場 所
空港保安警備業務 （1 級・2 級）	令和 8 年 10 月 16 日 （金曜日）	午前 9 時から 午後 0 時まで	岡山市北区内山下 2 丁目 4 番 6 号 岡山県警察本部
施設警備業務 （1 級・2 級）			
交通誘導警備業務 （1 級・2 級）			
貴重品運搬警備業務 （1 級・2 級）			

2 審査対象者

- 次の表に掲げる審査の区分に応じ、同表に掲げる対象者とする。ただし、次の者を除く。
- （1） 警備員等の検定等に関する規則（平成 1 7 年国家公安委員会規則第 2 0 号。以下「検定規則」という。）の施行の際、現に検定規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和 6 1 年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧規則」という。）第 1 条に規定する警備業務（受けようとする審査の区分に係るものに限る。）に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して 1 年以上である者
 - （2） 検定規則の施行の際、現に旧規則第 1 条に規定する警備業務（受けようとする審査の区分に係るものに限る。）に係る指定講習（旧規則第 1 2 条第 1 項に規定する指定講習をいう。）の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して 1 年以上である者

審 査 の 区 分		対 象 者
空港保安警備業務	1 級	旧規則第 1 条に規定する空港保安警備業務に係る 1 級の検定に合格した者
	2 級	旧規則第 1 条に規定する空港保安警備業務に係る 1 級又は 2 級の検定に合格した者
施設警備業務	1 級	旧規則第 1 条に規定する常駐警備業務に係る 1 級の検定に合格した者
	2 級	旧規則第 1 条に規定する常駐警備業務に係る 1 級又は 2 級の検定に合格した者
交通誘導警備業務	1 級	旧規則第 1 条に規定する交通誘導警備業務に係る 1 級の検定に合格した者
	2 級	旧規則第 1 条に規定する交通誘導警備業務に係る 1 級又は 2 級の検定に合格した者
貴重品運搬警備業務	1 級	旧規則第 1 条に規定する貴重品運搬警備業務に係る 1 級の検定に合格した者
	2 級	旧規則第 1 条に規定する貴重品運搬警備業務に係る 1 級又は 2 級の検定に合格した者

3 審査申請手続

(1) 提出書類

ア 所定の様式による審査申請書 1 通

イ 写真 1 枚（縦の長さ 3 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートル、申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、その裏面に氏名及び撮影

年月日を記入したもの)

ウ 旧検定合格証の写し等

- (ア) 岡山県公安委員会が発行した旧規則第1条に規定する警備業務に係る検定の合格証(以下「旧検定合格証」という。)を保有している者

受けようとする審査の区分に係る旧検定合格証の写し 1通

- (イ) 岡山県公安委員会以外の都道府県公安委員会が発行した旧検定合格証を保有している者で、住所地及び従事する警備業者の営業所が県内にあるもの

a 受けようとする審査の区分に係る旧検定合格証の写し 1通

b 住所地が県内にあること又は従事する警備業者の営業所が県内にあることを疎明する書類 1通

- (ウ) 岡山県公安委員会以外の都道府県公安委員会が発行した旧検定合格証を保有している者で、住所地が県内にあるもの

a 受けようとする審査の区分に係る旧検定合格証の写し 1通

b 住所地が県内にあることを疎明する書類 1通

- (エ) 岡山県公安委員会以外の都道府県公安委員会が発行した旧検定合格証を保有している者で、従事する警備業者の営業所が県内にあるもの

a 受けようとする審査の区分に係る旧検定合格証の写し 1通

b 従事する警備業者の営業所が県内にあることを疎明する書類 1通

(2) 提出先

ア 県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全第一課若しくは生活安全刑事課

イ 県外に住所を有する者

県内の各警察署の生活安全課又は生活安全第一課若しくは生活安全刑事課

なお、郵送又は信書便による申請及び代理人による申請は、認めない。

(3) 提出期間

令和8年9月7日(月曜日)から同年9月11日(金曜日)までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで

(4) 審査手数料

4, 700円

(注) 受講申込書を提出する警察署の手数料収納窓口において、受講申込時に納付すること。

なお、審査手数料は、納付後は返還しない。

4 審査定員

合わせて30人（同時に2以上の審査を受けることはできない。）とする。

ただし、申請順に受け付け、審査定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

5 問い合わせ先

岡山県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話（086）234－0110 内線3035

6 その他

(1) 審査に際しては、筆記用具及び旧検定合格証を持参すること。

(2) 審査は、学科試験及び実技試験とし、学科試験が合格基準に至らなかった者に対しては、実技試験を行わない。